

公契約における公正な賃金・労働条件の確保に関する意見書

今、国や自治体の公共・委託事業をめぐって、人件費を無視した不当廉売等が横行し、下請け企業や資機材等納入業者及びそこで働く労働者に深刻なしわ寄せが押し付けられている。労働者の賃金は契約時の積算単価を下回り、最低賃金法違反や賃金不払いまでおこっている。

このことは、国や自治体の厳しい財政事情の中で、コスト削減と競争性を重視した「安ければよし」とする考え方が、地域の低賃金・低価格を助長し、そのしわ寄せとして、地域の労働者や中小企業に跳ね返っているといえる。

これらの改善のために、国や自治体では「総合評価方式」や「最低制限価格制度」、「低入札価格調査制度」などの導入が進められている。

しかし、これらの施策では公共関連事業や官公需に従事する労働者に適正な賃金、公正労働基準を確保するには不十分である。

ILO（国際労働機関）が1949年6月に採択した94号条約（公契約における労働条項に関する条約）では、国や自治体などの公的な機関が発注する事業に従事する労働者の賃金・労働条件を確保するよう契約に義務付けている。

ところが、日本はいまだ批准していないため、現行の法制度の中では、国や自治体の事業に従事する労働者の賃金を適正に確保するための直接規制を行うことができない。その結果、人件費を無視した不当廉売等が行われていても、「最低賃金法」さえ守っていれば、関知できない状況となっている。

本来、国民・住民の生活を保障し、地域経済の振興を図るべき国や地方自治体は、自ら発注する公共関連事業や官公需に従事する労働者に適切な賃金が確保されるように責任を果たすべきだと考える。

よって、国会及び政府は、ILO94号条約（公契約における労働条項に関する条約）を批准し、公共関連事業や官公需に携わる労働者の賃金・労働条件を適正に確保する「公契約法」を制定するよう強く要請する。

以上地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月26日

沖縄県宜野湾市議会

提出先：内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、
衆議院議長、参議院議長